

# 消費税セミナーを開催しました

## 消費税・インボイス学習会

5月25日(金)に市民会館うらわにて16名の参加で開催されました。講師は、第一経理の長谷川元彦先生の下で学びました。

2019年10月に8%から10%に引き上げられることが決まっている消費税。それと同時に執行される軽減税率制度ですが、飲食良品や新聞は現行の8%でその他のものは、10%に引き上げられる制度になります。レジの入れ替えや帳簿付けの負担が増え、よく言われるのは、外食は10%テイクアウト(持ち帰り)は8%のど複雑な税制になっています。ただでさえ実質25%(8%から10%)の増税と言う負担が増えるのに業務や設備にまで負担が増えてしまいます。

続いて2023年から導入されるインボイス(適格請求書)ですが、消費税を納めていて適格請求書事業所ナンバーを税務署に登録して請求書にそのナンバーを記載していないと課税経費として認められないという制度です。要は、消費税を納めてない売上が1000万以下の免税業者の請求書は、課税経費として認められないこととなります。こんな制度を認めていいのでしょうか。中小企業の殆どが廃業に追い込まれてしまいます。消費税もインボイスも絶対に阻止しなければならぬと思いました。

花井 共希

## 労働基準局と交渉 を行ないました

### マイナンバーの強要問題について

5月30日(水)埼玉労働局にて雇用保険手続きにおけるマイナンバーについて職業安定課と懇談しました。参加者は14名で事前に要請していた文書について回答してもらい、その後質疑応答を行いました。要請内容は主に県内各地のハローワークで雇用保険手続きの際に「マイナンバー不記載の場合、届出書を返戻する」との対応をされたという報告が多数寄せられていることについてです。

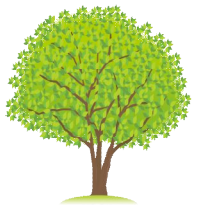
要請文書の回答後、「小規模業者の事業主が従業員のマイナンバーを管理する環境を整えてきちんと保管することは財政的にも人員的にも難しい。」「万が一情報漏えいした場合罰則規定があるような番号怖くて預れない」等、業者の現状を伝えていきました。

懇談の結果、現在すべてのハローワークで雇用保険手続きの際にマイナンバーの記載がなくても口頭で従業員が番号の提出を拒否した旨を伝えれば書類を受理しているとの回答を得ました。  
小松崎 俊一

浦和  
民商  
ニ  
ュ  
ー  
ス

発行  
浦和民主商工会  
www.minsyoo.jp

さいたま市浦和区本  
太5-38-3  
Tel  
886-5200  
FAX  
886-5454  
メール  
urawa@minsyo.jp



## 浦和民商支部総会に参加しよう

7月に行なわれる第64回定期総会開催を受けて各支部で総会を開きます。ぜひご参加ください。



詳細は商工新聞に折り込んだ支部ニュースか、事務所までご連絡ください。

## 第2回無料何でも相談会

2018年6月20日(水)

14時-16時

浦和民商事務所 2階

埼玉総合法律事務所 弁護士さん

元市議 綾 達子さん

(さいたま借地借家人組合事務局長)

立憲主義を取り戻す！戦争させない！9条こわすな！

6・3オール埼玉15000人総行動に参加しよう！

現在26名が  
参加します

6月 3日(日)10時30分

北浦和公園(JR北浦和西口下車 徒歩2分)

ゲストスピーチ: 孫崎

享さん(元外交官・評論家)

